

全 員 協 議 会 記 録

平 成 2 9 年 1 0 月 2 4 日 ①

【開催日】 平成29年10月24日

【開催場所】 議場

【開会・散会時間】 午前10時15分～午前10時30分

【出席議員】

臨時議長	杉本保喜	議員	伊場勇
議員	大井淳一朗	議員	岡山明
議員	奥良秀	議員	小野泰
議員	河崎平男	議員	河野朋子
議員	笹木慶之	議員	水津治
議員	高松秀樹	議員	恒松恵子
議員	中岡英二	議員	中村博行
議員	長谷川知司	議員	藤岡修美
議員	松尾数則	議員	宮本政志
議員	森山喜久	議員	矢田松夫
議員	山田伸幸	議員	吉永美子

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	事務局次長	清水保
事務局主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係書記	原川寛子
庶務調査係書記	小松美緒		

【付議事項】

1 議長の選挙について

午前10時15分 開会

杉本保喜臨時議長 それでは、ただいまから全員協議会を開催いたします。なお、全員協議会については、このたびから地方自治法に基づく正規の会議として位置付けましたので、公開の下、執り行うことを申し添えておきます。それでは議長選挙の方法について事務局に説明させます。

中村議会事務局長 それでは御説明いたします。議会で行われる選挙につきましては、地方自治法に規定されており、公職選挙法の規定も一部準用されることとなります。選挙の方法は、投票と指名推選とがあります。

まず、投票による方法は、投票用紙に適任者を記載し、投票箱に投かんする方法で、これは単記無記名投票で行うことになっております。当選人の決定につきましては、法定得票数が定められており、議長選挙の

法定得票数は、有効投票総数を議長の定数1で除して得た数の4分の1以上となっております。法定得票数以上で最多数を得た者が当選人となります。ちなみに、議員全員が投票し、全て有効投票であるとすれば、法定得票数は6票であります。

次に、指名推選による方法です。議会の選挙は、投票によることが原則ですが、議員全員の意思が一致しているときは、投票ではなく、便宜的な方法で当選人を決定することができます。これが指名推選で、特定の議員あるいは臨時議長が被選挙人を指名し、会議に諮って当選人を決定することになります。

指名推選で当選人を決定するためには、次の三つの要件を満たす必要があります。1、指名推選の方法によることに議員全員に異議がないこと。2、指名の方法、誰が指名するかには議員全員に異議がないこと。3、指名された人が当選人となることについて議員全員に異議がないことであります。以上でございます。

杉本保喜臨時議長　それでは、議長の選挙について、事務局から説明がありましたとおり、投票と指名推選の方法がありますが、申合せによりどちらの方法になっても、被指名者の挨拶をこの場で行ってもらうことになっております。

したがって、まず、推選を受け、推選が一人であり、かつ全議員に異議がない場合は、指名推選の方法で、また推選が二人以上の場合は、投票の方法で行うこととしたいと思っております。よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは推選を受けたいと思っております。どなたか推選はありませんか。

矢田松夫議員　私は小野泰さんを指名し、推選したいというふうに思っております。

杉本保喜臨時議長　ただいま矢田議員から小野議員を推選する発言がありましたが、ほかにありませんか。

長谷川知司議員　私は大井淳一郎議員を推選したいと思います。

杉本保喜臨時議長　ただいま長谷川議員から大井議員を推選する発言がありました。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにないようですので、被指名者は二人となりました。したがって投票の方法により行うことになりました。それでは被指名者から御挨拶をしていただきます。

挨拶の順番は、推選のあった順番に行います。

まず、小野議員、御登壇願います。

(小野泰議員登壇)

小野泰議員 皆さんおはようございます。小野泰でございます。議長選に臨み立候補の決意を申し上げます。まずは議会の規範である議会基本条例の精神を生かした議会改革の推進をいたします。議会は二元代表制の一翼として、監視機能及び政策立案機能を果たさなければなりません。合議制の手法で、物事を決め、推進をしていきます。次に、是々非々の立場で議会を運営いたします。議会と執行部は車の両輪といわれております。それぞれの立場を尊重し、議論を繰り返すことが大切であると存じます。議論に必要な資料は各委員長より資料請求の依頼を受け、執行部に準備をしていただき、議論がより深まるようにいたします。次に議会と議員についてであります。議会は多種多様な議員が集まった合議体であります。それぞれ価値観の違った議員の意見は尊重されなければなりません。次に、平成30年度以降の第二次総合計画が山陽小野田市自治基本条例に沿って策定をされました。本計画は基本構想、基本計画、実施計画の三部で構成をされております。議会は各年度ごと予算、決算に関して事業評価をしながら、チェック・アンド・バランスの機能を発揮しなければなりません。目的を明確にし、議会運営に努めます。それから合併してから12年が経過いたしますが、市民の皆さんからは一体感の醸成が進んでいないとの意見があります。議会としても一体感の醸成に積極的に取り組みます。次に、新人議員の皆さんの研修についてであります。新人議員の皆さんに必要な研修を御相談しながら、計画的に実行してまいります。いずれのことを行うにいたしましても、クリーンで「市政は市民の手で」の理念を忘れることなく、11期42年の長き経験を十二分に発揮し、議会基本条例にもあります「市民の幸せと豊かなまちづくり」に向け、粉骨砕身努力いたします。皆様方の御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。ありがとうございました。

(小野泰議員降壇)

杉本保喜臨時議長 次に、大井議員、御登壇願います。

(大井淳一朗議員登壇)

大井淳一郎議員 皆さんおはようございます。原稿がございませんので、自分の言葉で所信を述べたいと思います。平成24年3月30日議会基本条例が制定されて以来、我が山陽小野田市議会は議会改革を一層推し進めてまいりました。早稲田マニフェスト研究所の議会改革度ランキング2016によりますと、山口県内では1位、全国でも35位という位置付けでございます。これもひとえに議員各位と議会事務局が一致協力して得られた成果にほかなりません。このたびの改選で議会構成が変わりましたが、条例の理念を引き継ぎ、改めるべきところは改めていく、議会基本条例を定めた意義は正にこの点にあります。私はこの4年間、議会運営委員長として議会改革の一端を担ってきたという自負があります。会派代表質問制の導入、一般質問における一問一答方式の変更、委員会中継や委員会記録の公開、本日こうして開かれている全員協議会、これまで非公開であったものを公開とさせていただいたことなど、議会の見える化を図ってまいりました。そして様々な諸団体との市民懇談会や子育て世代をターゲットとした議会報告会の実施、今年度からは議会モニター制度を導入するなど、住民参加の機会を拡充してまいりました。そして昨今の人口減少問題に対応すべく政策討論会を実施し、そこで出された意見を基に議会初の議会政策提言を取りまとめたところでございます。その一方で議会報告会の参加者数の減少、平成21年に制定されました山陽小野田市寄附条例及び山陽小野田市ふるさと支援基金条例以降、議会から政策提案条例が出されていないこと、タブレット端末の導入や電子表決など議会のICT化が進んでいないことなど、課題も少なくありません。私たち議会はこうした課題を真摯に受け止め、現状に甘んじることなく、積極的に課題解決に取り組んでいかななくてはなりません。市長との関係におきましても、これまでのような市議会に出された提案を追認するといったことはいけないのはもちろんのこと、反対のための反対をする抵抗勢力であってもなりません。問題点を指摘し、言うべきことはしっかり言っていく、その一方で市長と協力すべきところはしっかり協力していく、そうすることが二元代表制の一翼である議会の存在意義であると考えます。まちをつくり、次の世代をつなげていくためにも新しい議会の新しいリーダーとして、この私を推選賜りますようお願い申し上げます。所信表明に代えさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(大井淳一郎議員降壇)

杉本保喜臨時議長 以上で被指名者の挨拶を終わります。最後に、事務局に追

加説明をさせます。

中村議会事務局長 議長選挙には立会人が二人以上必要です。つきましては、先ほど推選をした議員、矢田議員、長谷川議員にお願いをしたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、よろしく願いいたします。それから、議長選挙については投票の方法で行うことになりましたが、立候補の規定は準用されておられませんので、御挨拶をされた議員以外の議員への投票も有効であります。以上でございます。

杉本保喜臨時議長 それでは、これで全員協議会を終わります。

午前10時30分 散会
